

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～25年度の運用状況について～

平成26年3月

稲 城 市

目 次

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成25年度）	1
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	1
2 基本方針	1
3 管理機関	3
4 介護支援ボランティア受入機関等	3
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	4
6 評価ポイント	4
7 評価ポイント転換交付金	5
8 市民への制度周知方法	6
9 25年度実施に際してのスケジュール	8
10 平成24年度決算額、平成25年度決算見込み額及び 平成26年度予算額	8
第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成25年度）	10
1 介護支援ボランティア登録者数の状況	10
2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者	10
3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況	11
第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況 アンケート調査（平成25年度）	13
1 調査目的	13
2 調査方法等	13
3 調査結果	13
第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会	17
1 意見交換会の開催目的	17
2 意見交換会に向けたアンケート調査	17
3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第	24
4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録	25
第5章 介護予防効果の検証	28
1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果 からみる介護予防効果	28
2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の 保険料抑制効果からみる介護予防効果	29

第6章 介護支援ボランティア制度の全国市町村アンケート調査結果……	30
1 介護支援ボランティア制度実施（予定）市町村……	30
2 対象年齢・活動対象・活動内容……	33
3 評価方法・事業目的……	34
4 地域支援事業等における実施方法・実施財源・介護予防効果検証……	35
5 登録人数……	36
6 アンケート票・調査についての協力依頼 見本……	37

参考資料

・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱……	43
・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～（平成25年度版）……	52
・ 介護支援ボランティア制度視察受入状況……	60
・ 「介護支援ボランティア事業説明会」周知用記事（社会福祉協議会）……	66

第1章 稲城市介護支援ボランティア制度の概要等（平成25年度）

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の44第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行う。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要（平成 25 年度）

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）。

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 44 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)③、稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱																		
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要																		
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動 <table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 介護保険対象施設</td><td>① レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)</td><td>② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助</td></tr><tr><td>③ ふれあいセンター</td><td>③ 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>④ 高齢者会食会</td><td>④ 散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>⑤ その他</td><td>⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い</td></tr><tr><td></td><td>⑥ 話し相手</td></tr><tr><td></td><td>⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)</td></tr><tr><td></td><td>⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)</td></tr></tbody></table>	事業	活動	① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援	② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助	③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助	④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助	⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い		⑥ 話し相手		⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)		⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)
事業	活動																			
① 介護保険対象施設	① レクリエーション等の指導、参加支援																			
② 稲城市が委託する地域支援事業(介護予防事業)	② お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助																			
③ ふれあいセンター	③ 喫茶などの運営補助																			
④ 高齢者会食会	④ 散歩、外出、館内移動の補助																			
⑤ その他	⑤ 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い																			
	⑥ 話し相手																			
	⑦ その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動 (例ー草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など)																			
	⑧ その他 (例ーごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)																			
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。																		
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。																		
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。 交付額は、年間最大で 5,000 円。																		
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。																		

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策（平成 22 年 8 月 6 日より「一次予防に関わる事業」へ名称変更）に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行う。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行う。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は市長が指定を行う。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受ける。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知する。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知する。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価する。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価する。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価する。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行う。ただし、受入機関が社会福祉協議会のごみ出しなどのちょっとしたボランティアは継続的な活動について週1回以上の活動を（回数に関わらず）1回として評価するものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出し、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付する。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印する。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援していることから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティア活動の心得、ボランティア活動保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動先一覧が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付する。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

8 市民への制度周知方法

稲城市広報いなぎ（平成25年11月1日介護予防特集号）により市民への周知を行った。

参加しませんか 介護支援ボランティア制度

介護支援ボランティア制度は、介護予防を目的としたボランティア活動事業です。全国に先駆けて稲城市が平成19年9月から取り組み、日本各地に広がりを見せている制度で、今年9月で7年目を迎えました。

現在の稲城市介護支援ボランティア制度の登録者数は561人（平成25年9月30日現在）で、昨年度は280人以上の高齢者が市内の介護施設など21の機関や団体で介護支援ボランティアとして活動に参加されました。

▷問い合わせ 高齢福祉課介護保険係、社会福祉協議会ボランティアセンター ☎378-3800

介護支援ボランティア制度とは

高齢者が介護保険施設などでボランティア活動を行った場合、活動実績に応じてポイントが与えられ、これに対して交付金(年間最大5,000円)を交付する制度です。

ボランティア活動を通じた高齢者の介護予防を目的としています。地域貢献や社会参加活動をすることで、より元気に、そしてイキイキとした地域社会になることを目指しています。

介護支援ボランティアとして活動するには

65歳以上で介護支援ボランティアをしたい方は、まず社会福祉協議会ボランティアセンターでご登録をお願いします。


ご登録の際に、活動内容や活動先などについて説明させていただきます。

ご登録が終われば活動の始まりです。皆さんのご参加をお待ちしています。

東京ヴェルディは介護支援ボランティア制度を応援しています

東京ヴェルディは、介護予防の分野でも稲城市を応援しています。

毎年、東京ヴェルディ試合観戦ツアーへのご招待などの協賛をいただいています。



広報いなぎ 平成25年11月1日介護予防特集号

いなぎ社協だよりふれあい通信（平成25年4月号、平成26年1月号、平成26年3月号）により市民への周知を行った。

『介護支援ボランティア』ポイント交換手続きはお早めに！

平成24年度（平成24年4月1日～平成25年3月31日）に介護支援ボランティアとして活動された方を対象に、3月1日からポイント交換手続きと新しい手帳の交付がはじまっています。早めの手続きをお願いいたします。

※スタンプが10個以下の方は、交付金の対象になりません。交付金を希望されない方は手続きの必要はありません。

★手続き方法は・・・

- 場 所 稲城市百村7 福祉センター2階ボランティアセンター
- 時 間 月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分の間
※随時手続きを受付けています。
- 持ち物 介護支援ボランティア手帳、印鑑、振込み先口座の確認できる物
- 問い合わせ ボランティアセンター 電話 378-3800

いなぎ社協だより「ふれあい通信」平成25年4月号

介護支援ボランティア 『東京ヴェルディ試合観戦』

稲城市介護支援ボランティア制度を応援している東京ヴェルディから招待を受け、11月17日に味の素スタジアムに行ってきました。介護支援ボランティアで、年間5000ポイント以上活動された方を対象にしており、50人ほどの方が参加されました。希望者は当日の試合開始前に、通常入場できないグラウンド内に降りて、間近に練習風景を見学することができました。



グラウンド内での記念撮影

いなぎ社協だより「ふれあい通信」平成26年1月号

「介護支援ボランティア」 ポイント交換手続きのご案内

介護支援ボランティア制度は、平成19年度から稲城市の介護予防事業の一つとして、65歳以上の高齢者の方が、ボランティア活動を通じて地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的として実施しています。

高齢者施設やNPO団体などで、ボランティア活動を行い活動スタンプをためると、スタンプ数に応じて最大5千円の交付金が受けられます。

今年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）介護支援ボランティアとして活動された方は、介護支援ボランティア手帳（左記手帳）に押印された活動スタンプを評価ポイントに交換する手続きを行ってください。

活動スタンプが10個未満は対象外です。また、交付金を希望されない方は手続きの必要はありません。



健康に心配なし手帳

手続き方法

- ▽受付日 3月3日(月)から随時ポイント交換と新しい手帳の発行を行います。
 - ▽場所 福祉センター2階 ボランティアアセンターにお越しください。
 - ▽持ち物 介護支援ボランティア手帳・印鑑・交付金振込み先口座の確認できる物（通帳など）をお持ちください。
- ※また、「ひらお苑」でも次の日程で出張受付を行います。
- 3月28日(金)・3月31日(月)・4月2日(水)
- いずれも午前11時から午後1時30分まで正面入り口付近でお受けできます。

なお、3月中も活動する場合、すべての活動が終わった時点で早めにご手続きを行ってください。

掛けて安心『ボランティア活動保険』のお知らせ

ボランティア活動保険は、ボランティア活動をされる方々に安心して活動していただけるように、様々な事故に対応する傷害と賠償がセットになった保険です。「万が一」に備えて、ボランティア活動保険にご加入ください。

傷害保険

ボランティア活動中や活動先の往復途上で、偶発の事故によりボランティア自身身がけがを負ってしまい、通院や入院が

いなぎ社協だより「ふれあい通信」平成26年3月号

9 25年度実施に際してのスケジュール

25年度実施に際してのスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- 平成25年4月 ・管理機関委託契約（稲城市・管理機関（社会福祉協議会））
・評価ポイント付与開始
- 7月 ・評価ポイント転換交付金申請受付開始
- 8月 ・転換交付金交付開始
- 10月 ・介護支援ボランティア受入機関等意見交換会実施
- 11月 ・東京ヴェルディ試合観戦特別プラン無料招待
- 平成26年3月 ・地域支援事業交付金精算
[稲城市・管理機関（社会福祉協議会）]

10 24年度決算額、平成25年度決算見込み額及び平成26年度予算額

平成24年度決算額 1,640,386円（管理機関への委託）

委託料の積算内訳	金額
需用費（消耗品費） 事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	181,227円
役務費 振込手数料 郵送料	114,765円 35,123円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	44,100円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,072,000円
事務管理料	160,000円
消費税	33,171円

平成25年度決算見込み額 1,688,728円 (管理機関への委託)

委託料の積算内訳	金額
需用費(消耗品費) 事務用消耗品(用紙、インク、ファイル等)	149,995円
役務費 振込手数料 郵送料	127,890円 39,582円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	29,337円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,145,000円
事務管理料	160,000円
消費税・印紙税	36,924円

平成26年度予算額 1,871,856円 (管理機関への委託)

委託料の積算内訳	金額
需用費(消耗品費) 事務用消耗品(用紙、インク、ファイル等)	207,560円
役務費 振込手数料 郵送料	132,300円 51,960円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	32,004円
負担金補助及び交付金 転換交付金	1,240,000円
事務管理料	166,382円
消費税・印紙税	41,650円

第2章 稲城市介護支援ボランティア実施状況（平成25年度）

1 介護支援ボランティア登録者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は574人（うち昨年度末登録者は521人、今年度新規登録者は53人、平成26年3月31日現在で転出や死亡等による資格喪失者は32人）であった。登録者の年齢構成は、次表のとおりである。

（平成26年3月31日現在）

年齢区分（才）	男性		女性		全体	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
65-69	9人	1.7%	82人	15.1%	91人	16.8%
70-74	30人	5.5%	160人	29.5%	190人	35.0%
75-79	27人	5.0%	125人	23.0%	152人	28.0%
80-84	28人	5.2%	52人	9.6%	80人	14.8%
85-	3人	0.6%	26人	4.8%	29人	5.4%
合計	97人	17.9%	445人	82.1%	542人	100.0%

2 介護支援ボランティアの評価ポイント付与状況及び交付金申請者

平成25年度登録者574人のうち評価ポイント申請者数

1,000ポイント	20人	20,000ポイント
2,000ポイント	41人	82,000ポイント
3,000ポイント	48人	144,000ポイント
4,000ポイント	26人	104,000ポイント
5,000ポイント	159人	795,000ポイント
合計	294人	1,145,000ポイント

平成25年度登録者574人のうち交付金申請者数

1,000ポイント（=1,000円）	20人	20,000円
2,000ポイント（=2,000円）	41人	82,000円
3,000ポイント（=3,000円）	48人	144,000円
4,000ポイント（=4,000円）	26人	104,000円
5,000ポイント（=5,000円）	159人	795,000円
合計	294人	1,145,000円

3 介護支援ボランティア受入機関等数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は22団体であった。

内訳は、社会福祉法人が6団体、株式会社が6団体、NPO法人が4団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、株式会社が2団体、その他の団体が2団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が21団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が13団体、「(3)喫茶などの運営補助」が11団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が14団体、「(5)行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が18団体、「(6)話し相手」が18団体、「(7)その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が15団体、「(8)その他(ゴミ出しなどのちょっとしたボランティアなど)」が1団体であった。

(参考) 介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況

指定団体名など (全 22 団体)	活動内容 (※)							
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
稲城市 (介護予防推進事業)					対象			
稲城市社会福祉協議会 (ふれあいセンター事業)	対象				対象	対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO法人 支え合う会みのり (高齢者会食会など)	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ベストライフたま	対象		対象	対象	対象	対象	対象	
平尾会 (ひらお苑)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
博愛会 (ハーモニー松葉)	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
いなぎ正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
NPO 法人 NPO ふれあい広場 ポーポーの木	対象		対象		対象			
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
ニチイホーム稲城 (旧桜湯園稲城)	対象					対象	対象	
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象			
NPO法人 はじめのいっぽ	対象	対象		対象	対象	対象		
アクアメイト稲城通所介護事業所	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
Sアミーユ稲城矢野口	対象	対象	対象	対象		対象		
NPO法人 稲城・なごみの家	対象	対象		対象	対象	対象	対象	
稲城市柔道接骨師会デイサービス	対象					対象	対象	
平尾ベルの会	対象		対象		対象			
やのくち正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	
ペアウェル矢野口	対象	対象			対象	対象	対象	
Cアミーユ稲城長沼	対象		対象	対象		対象		

- 活動内容 (※)
- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
 - (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
 - (3) 喫茶などの運営補助
 - (4) 散歩、外出、館内移動の補助
 - (5) 行事等の手伝い (模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
 - (6) 話し相手
 - (7) その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動
 - (8) その他
(ごみ出しなどのちょっとしたボランティアなど)

第3章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査（平成25年度）

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、介護支援ボランティア活動状況並びに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

1. 調査対象 介護支援ボランティア登録者
2. 調査方法 介護支援ボランティア手帳更新手続き時にお越しいただいた方にアンケート用紙を配布し、任意で回答を依頼
3. 調査時期 平成26年3月
4. 回収結果 有効回収数

3 調査結果

1. 介護支援ボランティア制度について・・・大多数が良い制度であると評価しているが、少数ながら見直しが必要と考える登録者もいる。
2. 健康観の変化・・・半数以上の登録者が、「張り合いが出てきた」、「健康になった」という良い健康観の変化を感じているが、変わらないと回答した登録者も2割程度いる。
3. 制度についての自由記載・・・肯定的な意見として、「楽しみ、張合いが有ります。」、「自分の生活の中の一部になっていまして、健康にも気を使う様になっています。」など。制度改善などについては、「ポイントがつくボランティアと、つかないボランティアがあり、わかりにくい。」など。

※アンケートの回答は一部修正、省略して掲載しています。

介護支援ボランティア制度アンケート

該当する項目に○印、またはご記入してください。

1. 介護支援ボランティアとしての活動期間（平成19年9月～現在）をお教えてください。

（ 年 か月）※おおよそで結構です。

1年未満	5人	4%	1～2年	20人	17%
2～3年	15人	13%	3年以上	72人	63%
無回答	3人	3%	合計	115人	100%

2. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。（ひとつのみ

回答）

- ① 良い制度だと思う ② 普通の制度だと思う
③ 見直しが必要だと思う ④ その他（ ）

① 良い制度だと思う	106人	90.0%	② 普通の制度だと思う	8人	6.0%
③ 見直しが必要だと思う	2人	2%	④ その他	0人	0.0%
無回答	2人	2%	合計	118人	100%

3. （介護支援ボランティアを行われている方のみ）介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。（いつでも回答可）

- ① 張り合いが出てきた ② 健康になった ③ 変わらない
④ 体調をくずした ⑤ その他（ ）

① 張り合いが出てきた	67人	50.8%
② 健康になった	22人	16.7%
③ 変わらない	31人	23.5%
④ 体調をくずした	1人	0.7%
⑤ その他	6人	4.5%
無回答	5人	3.8%
合計	132人	100%

① 多くの方とのふれあいに幸せを感じます

⑤ その他

- ・自分の生活のリズムがよくなった
- ・体力的におとろえてきた
- ・体調を整える努力をするようになった

- ・知り合いができた自分達の勉強になった
- ・知人がふえた

4. 介護支援ボランティア手帳について、掲載してほしい情報などありましたらご記入ください。

・ボランティアをしてポイントは全額ではなくもし必要であればポイントとして残して今後高齢化になり必要になった時に手助けしていただけるポイントにしていだければ、使わないのが一番よいのですが
・活動先の地図(簡単な)などつけてあるとどこか場所がわかって良いのではないかと
・自分で出来ることのあるのだからと改めて自覚されました、今度も続けて行きたいと思っています
・現状でよい

5. ボランティア制度についてご感想・ご意見などありましたら自由にご記入ください。

活動に関すること 21件

・今はボランティアをしておりますが将来の私達にとってとても参考になります
・毎週水曜日に行っています。自分の生活の中の一部になっていまして健康にも気を使う様になっています
・楽しみ、張合いが有ります。元気で勤めたい
・一人で生活していると、人と人の文話がないので、ウツになりがちで何をして良いかわからない
・出来る範囲内のうち活動ができるので長く続けられると思います
・よいと思います
・ボランティア施設にゆかれても個人的に話をしてお話している分を施設の方とお話されたらと思います
・いつもありがとうございます
・楽しくやらしてもらっていますので(仲間がいて)
・制度があるのは知っていたのですが手帖を福祉協議会迄もらいに行くのがおっくうだったので今年は友人がもらってきてくれていっそう張り合いができました
・良い制度だと思います
・ボランティア手帖を使うようになりよりはりはあいが出てきたように思います残念なのは自分がもう5才でも10才でも若ければもっとよかったのにとおもいます
・励まされてより一層ボランティアとして恥じないよう姿勢を正して頑張っていきたいとおもいます
・施設に伺う入所者の方々の今までの接し方を思い大変参考になる事が多いです
・何かボランティアをと思っておりましたが良いきっかけになりました。子供が成人(ほぼ)してから稲城市に移り住みましたので友達が出来にくく、行った先の方と世間話出来喜んでます。
・続けて欲しいです
・大変生きがいを感じています

・人が少ない時はしくはっくの時もありますが楽しくさせていただいています
・平尾団地は高齢化になっており、最近孤独死もあり引きこもりの人達をお茶のみ会等誘いし独居の人達の安否確認等を行っていくという有意義なことをボランティアにつなげていったら良いと思います
・有難うございます
・ポイント制はやる張り合いがあると思います

行政・制度に関すること 2件

・ポイントがつくボランティアと、つかないボランティアがあり、わかりにくい
・良い制度だと思いますがもっと多くの人にわかりやすくして

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

第4章 稲城市介護支援ボランティア受入機関等意見交換会

1 意見交換会の開催目的

稲城市介護支援ボランティア受入機関等との情報交換を通して制度をより良いものにしていくこと、また受入機関等で制度運営上困っている点や疑問点などを解消することを目的として開催した。

2 意見交換会に向けたアンケート調査

意見交換会開催にあたって、受入機関等の現状や議題の選定等を目的としてアンケート調査を事前に実施した。

1. 調査対象 介護支援ボランティア受入機関等 21団体
2. 調査方法 郵便による送付・FAXによる回収
3. 調査時期 平成25年10月
4. 回収結果 有効回収数 21団体 (100%)
5. アンケート調査結果

介護支援ボランティアについて

問1 現在、介護支援ボランティアを実際に受け入れていますか。

答1

① 受け入れている	18機関	85.7%
② 受け入れていない	3機関	14.3%
無回答	0機関	00.0%
合計	21機関	100.0%

問2 介護支援ボランティアは、週にどの程度活動していますか。

答2

① ほぼ毎日(週5日程度)	4機関	19.0%
② 3～4日程度	1機関	4.8%
③ 週1～2日程度	5機関	23.8%
④ 不定期	2機関	9.5%
⑤ その他	6機関	28.6%
無回答	3機関	14.3%
合計	21機関	100.0%

問3 各曜日およそ何人ぐらいの介護支援ボランティアの方が活動されていますか。

答3

社会福祉法人①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

社会福祉法人②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0~4人	1~10人	8人	4~8人	1人	0人
午後	5~10人	3~7人	2~8人	4~8人	4~8人	5~6人	0~1人

社会福祉法人③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	2人	1人	1人	1人	0人
午後	2人	1人	1人	1人	1人	1人	0人

社会福祉法人④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
午後	7人	2人	3人	0人	1人	2人	0人

社会福祉法人⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	2人	4人	1人	1人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

社会福祉法人⑥

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	3~4人	※月一回	0人	0人	0人
午後	0人	0人	3~4人	※月一回	0人	0人	0人

民間事業者①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	2人	0人	0人	0人	3~4人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	1人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	1人	2人	2人	1人	1人	0人
午後	1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	2人	0人	0人	0人	0人	0人

民間事業者⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

その他の団体①

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

その他の団体②

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	0人	0人	1人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

その他の団体③

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人
午後	1人	0人	0人	1人	0人	0人	0人

その他の団体④

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	12人	0人	0人	0人

その他の団体⑤

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	2人	0人	0人	0人	0人	0人	3人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人

その他の団体⑥

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	3人	0人	4人	0人	3人	0人
午後	5人	3人	0人	0人	0人	3人	0人

その他の団体⑦

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

その他の団体⑧

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
午前	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
午後	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

問4 ボランティア受入機関等としてこの制度についてご意見、ご感想、困ったこと、運営上の疑問などご記入ください。

答4

事業がある時に必要な人数を派遣してもらえるような方法があると良い
ボランティアの役割と守秘義務などの教育の機会があった方が良い
いつも丁寧に教えていただいております(書道・絵手紙)
毎週1回ボランティアをしてくださる方が、「ポイントがいっぱいになったので、行きません」と言われたことがある。ボランティアの未来からすると本末転倒だと思った。少しずつ理由を求め、ポイントにこだわらず、ボランティア活動ができる様、働きかけている。
本当にありがとうございます。
・介護支援ボランティアに登録している方は現在10名、スタッフでは4名、スタッフとの関係、仕事の分担など順調にしています。 ・ボランティアは登録されていない方も含めておよそ20人くらいです。習字・民謡・歌唱指導・絵手紙・料理・麻雀など指導者として役割を担って頂く方。準備・片づけ・お掃除などを請負って下さる方を分担しています。 ・現在困っていることは囲碁の相手をして下さる方がいなくて困っています。 ・きっちり当番を決めず、ボランティアさんの都合も配慮して運営しています。それが長続きのコツだと思います。
よくやっけていただけてます。感謝の一言です。

ボランティアについて

問5 貴機関・施設ではボランティア受け入れの担当者はいらっしゃいますか。

答5 ①いる 担当者名() ②いない

① いる	15機関	71.4%
② いない	6機関	28.6%
無回答	0機関	0.0%
合計	21機関	100.0%

問6 貴機関・施設ではボランティアを最大で何人くらいまで受け入れることが出来ますか。また現在のボランティア受け入れ数は何人くらいですか。

答6

受入機関等	最大受け入れ可能数	現在の受け入れ数
社会福祉法人②	希望に応じて	190人
社会福祉法人③	10人	6人
社会福祉法人⑤	4人	2人
民間事業者①	未記入	2人
民間事業者②	5人	2～3人
民間事業者③	20人	10～15人
民間事業者④	5人	未記入
民間事業者⑤	2人	未記入
その他の団体②	未記入	2人
その他の団体③	2人	2人
その他の団体④	未記入	12人
その他の団体⑤	未記入	4人
その他の団体⑥	20人	20人
その他の団体⑦	1人～2人	0人
その他の団体⑧	10人	10人

問7 ボランティアの受け入れ状況はいかがですか。

答7

① もっと受け入れたい	11機関	52.4%
② これ以上は受け入れられない	0機関	00.0%
③ ちょうどいい	5機関	23.8%
その他	0機関	00.0%
無回答	5機関	23.8%
合計	21機関	100%

問8 ボランティアに対して行ってほしい研修や講座などがありましたらご記入ください。

答8

ボランティアの役割と心構え、機能
レクレーション(歌・ピアノ・クイズ)に関係のあるボランティアを行ってほしい。
個人情報に対する研修
年齢が70歳以下の方々へのボランティア活動へお誘いができるような講座を希望します。
年一回ですが、ボランティアさんへの感謝も含めて学習会のような意見を出し合う会を行っています。 皆さんが自主的かつ意欲的に参加して下さっているので、特に問題は起きていません。 何かあった時にはその都度相談して修正したり、解決したりしています。

3 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会次第

介護支援ボランティア受入機関意見交換会 次第

日 時：平成25年10月18日(金)14時30分～16時

場 所：稲城市役所 6階603会議室

開 会

議 題

1 介護支援ボランティア制度について

市役所高齢福祉課

- ・ 制度の趣旨
- ・ 24年度実施報告書

社会福祉協議会

- ・ 登録など事務の流れ
- ・ 個人情報保護などのボランティアの心得と制度説明会の実施

2 ボランティアの受け入れなどについて

出席事業者から自己紹介と現在の受入状況などの紹介

3 介護支援ボランティア制度へのご意見・ご質問

4 介護支援ボランティア受入機関等意見交換会議事録

実施日時:平成25年10月18日(金) 14時30分～16時

場所:603会議室

参加人数:受入機関等12団体13人、市役所事務局3人、社協担当1人

※⇒は管理機関側からの回答など

※意見交換会の発言順・会話の流れなどは考慮せず、受入機関等毎に今回の意見交換会で出た意見をまとめることで議事録とする。

【議題1】ボランティアの受入状況

○受入れ状況は年に二回ぐらい。講演会の受付・会場整備。年度によって違った活動内容で、スタンプが貯まりづらい。今後は他の介護予防事業にも介護支援ボランティアさんを受け入れるようにしていきたい。4つの地域包括支援センターにも投げかけている。
○たくさん受け入れたいという意欲はあるが、現在月に1回レクリエーションで3～4人の方がお越しにいただいているのみである。広く受け入れできるように皆さんのご意見を参考にしていきたい。
○ほぼ毎日お越しにいただいている。入居者のサークル活動として手工芸の指導・麻雀の相手など、デイサービスでのお茶出し、配膳など非常に助かっている。ボランティアを自前で探す取り組みとして、筋トレ・体操教室の卒業生にボランティアとしてやってみませんかと声掛けしている。ボランティアさんに長く続けてもらうためにお昼は無償で提供したり、最初のオリエンテーションを行ったり、本人の希望をできるだけお聞きしたりしている。最近稲城市に引っ越してきたという方は、これをきっかけに地域となじむことができたとおっしゃっていた。今後も多く受け入れるようにしていきたい。
○有料の配食サービスと無償の会食会があり、会食会のみ受け入れを行っている。ボランティアさんにもリーダーになっていただいたり、企画を立てていただいたりしている。
○様々な活動の中で、市立病院の裁縫奉仕のみ対象にしている。月に3回、3時間程度で10人～13人活動している。スタンプは50スタンプになる人はあまりいない状況であり、ほとんどが30スタンプ程度である。
○介護支援ボランティア登録者は10人いる。活動はうまくいっていると思っている。内容は囲碁・麻雀・手芸・習字などの指導をしてもらっている。その他にお茶出しや片付け、お掃除などをみんながなんとなく行っている。活動は誰が何と決めずに、その方の都合にあわせた形で行っていく。それでうまくいっている。会費はボランティアの方からもいただいている。囲碁をやりたい方の相手が見つからなくて困っている。
○月に一回のレクリエーションに傾聴ボランティアに入ってもらっている。要介護度の高い方が増えており、どのような受け入れができるのか参考にするため、出席させていただいた。
○週に一回、傾聴ボランティアの方に来ていただいている。入居者はとても楽しみにしており、とても助かっている。有料老人ホームは内向きで外の人は近付きがたいイメージがある。地域により開かれた施設を目指していきたいと考えている。
○今回初めて参加する。月に3回書道と絵手紙の先生に来ていただいている。女性と違って

<p>男性は孤立しがち。囲碁とか将棋の相手がいると助かる。また、皆さん歌が好きな方が多いのですが、若い職員は知らない曲が多く苦労している。年配の方にご指導いただけると助かる。</p>
<p>○長年、介護保険事業を行っているため、長く活動していただいているボランティアもいるし、最近になって活動して下さっている方もいる。活動内容は囲碁、レクリエーション、お茶出し、模擬店、傾聴ボランティアがある。傾聴ボランティアが聞き取った内容をケアに活かすような取り組みも行っている。毎年ボランティア交流会を行っていて、その中で施設に行くための足がないので、巡回バスを安く利用できるような制度があるとよいという意見が出た。デイサービスの活動補助、お茶出しが主である。</p>
<p>○デイ、特養で受け入れ。デイでは歌、カラオケ、踊り、喫茶、皮工芸、手工芸、絵手紙、ちぎり絵などたくさんの活動をしていただいている。特養では雑巾縫い、タオル切り、歌、踊り、朗読、傾聴ボランティアなど。1週間で15名ぐらい来ていただいている。ボランティア委員会があり、今回は委員長としてこの会議に出席した。委員会はボランティアの対応やスタンプを押したり、ボランティアの方にお茶を出している。年に一回ボランティア感謝祭を行っている。お昼を食べていただき、その後地域包括の協力で、認知症サポーター講座を行う予定になっている。たくさんのボランティアさんに来ていただいているが、受け入れ体制は充分とは言えない。委員長も一年ごとに替わってしまい、状況がわからない人が委員長を務めている状況である。継続した担当を置くことが必要だと考えている。</p>
<p>○市内に7か所ふれあいセンターというサロン活動があるが、それらのコーディネーター業務以外の活動を行っていただいた場合にスタンプを押している。あとはゴミ出しのボランティアを行っているが、ゴミ出しをする方とされる方のコーディネートを行うのが難しい。その他の電球交換などちょっとした依頼を行っていただいている。</p>

【議題2】介護支援ボランティア制度へのご意見・ご質問

<p>Q.制度運営上でお困り事や課題はありますか</p>
<p>A.受け入れる方もしっかりしなければならない。職員がお手伝いさん扱いで何でも頼んでしまうと、ボランティアさんの負担が大きくなる。今の時代、ボランティアさんの役割が拡大しており、マンネリ化してくると卒業してしまう方もいらっしゃる。地域の方にもっと知っていただければ、さらに介護支援ボランティア制度に参加していただけたらと思う。うまい方法があるとありがたい。受入機関の場所も知らない方が多い。</p>
<p>Q.施設が地域と交流するのは抵抗なく進められますか</p>
<p>A. どういった内容でボランティアを行っていただけるかがわからないので、受け入れ時点で戸惑いがある。</p> <p>A. 閉鎖的なイメージがある。24時間で介助をしている体制の中で、ボランティアの窓口の職員を一本化しづらい。受け入れ方をどうすればよいのかというのは課題であると感じている。</p>
<p>Q.コーディネートするための情報が、より受入団体に伝わりやすくすることは可能であるか。</p>
<p>A. 外に出ていく機会がなかなかないので、どうですかと受入機関に聞く機会がない。今後はそういう機会を増やしていくつもりである。また、施設ごとのボランティアの担当者を把握していないので、つなげるのに苦労していることもある。お互いのニーズの把握をできるように機会を増やしていきたい。</p>
<p>Q.マッチングに関して、どういうボランティアがしたいのかという情報はあるのか。</p>
<p>A.介護支援ボランティアには、あまり細かくは聞いていないが、一般のボランティアには登録</p>

簿に特技等を書いていただいている。
<p>Q.介護予防の講演会はもともと介護予防推進員さんにお手伝いいただいでいて、その中に介護支援ボランティアさんがいればスタンプを押している。登録者も少なくなっているのので、増やしていきたいという思いがあり、例えば体操教室であれば体操が好きな方がよいと思うので、そういう方をお願いしたい時に対応していただけるようなシステムがあるとよい。</p> <p>A.予算の関係もあり、介護支援ボランティアの情報をすべてデータベース化するのは難しい。たとえば介護支援ボランティアの登録をしていただく時に、通常のボランティアも登録してもらおうという手もある。ボランティアさんで介ボラという方であれば把握はできているので、まずは相談いただければいいと思う。</p>
○囲碁の対戦相手を探してほしい。
<p>Q.介護支援ボランティアという名前で、介護をしなければならぬのではというイメージを持つ人が多い。漠然としている。囲碁の相手だったり手芸だったりでも、活動対象となりますといったことを伝えられればよいのでは。</p> <p>A.精査をして、できることをやっていただければ大丈夫という点をお伝えしていきたい。</p>
<p>Q.介護支援ボランティアの介護予防効果について説明していただきたい。</p> <p>A.介護支援ボランティア制度は介護予防事業のひとつなので、その効果を推計しなければならない。これは介護支援ボランティアに登録している方としていない方で、要介護者の出現率を比較して、その差分で介護給付費がどのくらい抑制する効果があったのかを計算することによって、結果的に保険料にどのくらい影響を与えたかを試算したものである。</p>
<p>Q.手帳を持っていて活動をしない方も多いのでは。</p> <p>A.そこまでは調査していないのが現状である。重要なのは、介護予防は継続的に動いて頂くこと、ボランティアさんはお金のために行ってはいないと考えているので、ボランティアとお金の関係をできるだけ遠ざけることである。そういうこともあり、登録者の活動の有無までは追跡していない。</p>
<p>Q.年間の交付金額がだんだん増えているが、ここまで上がったなら一定金額を下げようといったような予定はあるのか。また、いつかはこの制度がなくなるのではないか。</p> <p>A.金額については上げる予定も下げる予定もない。活動していただける方が増えれば給付費の抑制効果も増えるので、直接負担にはなっていない。理想は、こういう制度がなくても活動する人が増えれば一番よいが、当面はこれを廃止することは考えていない。</p>

第5章 介護予防効果の検証

1 稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

稲城市介護支援ボランティア制度の介護予防効果（要介護出現率）を保険料抑制という観点から捉えるとどの程度の効果をもたらすのか、平成24年度ベースで試算を行った。

要介護出現率については効果が見られた（利得8,753,774円）が、事業費（1,640,386円）を控除することにより、稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額7,113,388円となり、一人一月あたり8.0円の介護保険料抑制効果と試算される。

平成24年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算（保険料抑制効果）

登録者編

区分	記号	数値
高齢人口	P	15,603
介護支援ボランティアでない高齢者	A=P-B	15,107
介護支援ボランティア高齢者（登録者数）	B	496
Aのうち新規要介護者	A'	478
Bのうち新規要介護者	B'	9
平成24年度の一人当たり要介護者の介護費用（1月当たり）	M	108,977
介護支援ボランティア制度に要する費用（介護予防事業費）	H	1,640,386
Aの要介護出現率	A'/A	0.0316
Bの要介護出現率	B'/B	0.0181
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A'/A$	494
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A'+B')$	7
介護支援ボランティア制度の費用効果（年間）	$\gamma = \beta \times M \times 12$	8,753,774
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	7,113,388
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.21 / (A+B) / 12$	8.0

※Kは、すべて小数点以下も含めた数値を用いて計算を行い、小数点第二位の値を四捨五入した数値。

「Aの要介護出現率」以下の計算途中の数値は、小数点以下（要介護出現率のみ小数点第五位）を四捨五入した数値。

2 活動者を対象とした場合における稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果

1では、登録者全員（活動していない方を含む）で試算しており、活動に対しての効果ではなく制度実施における効果と考えられる。

そこで活動に対しての介護予防効果を測定するために同じ試算式を用いて介護支援ボランティア活動者について試算をおこなった。

1の「稲城市介護支援ボランティア制度の保険料抑制効果からみる介護予防効果」について、「介護支援ボランティア登録者数」から「ポイント獲得者数」に置き換え、平成24年度ベースで試算を行った。

稲城市介護支援ボランティア制度を実施したことによる費用利得は年額9,257,287円となり、一人一月あたり10,440円の介護保険料抑制効果があると試算される。

平成24年度における稲城市介護支援ボランティア制度導入効果の粗い試算(保険料抑制効果)

活動者編

区分	記号	数値
高齢人口	P	15,603
介護支援ボランティア活動をしなかった高齢者	A=P-B	15,309
介護支援ボランティア活動をした高齢者(ポイント獲得者)	B	294
Aのうち新規要介護者	A'	486
Bのうち新規要介護者	B'	1
平成24年度の一人当たり要介護者の介護費用(1月当たり)	M	108,977
介護支援ボランティア制度に要する費用(介護予防事業費)	H	1,640,386
Aの要介護出現率	A'/A	0.0317
Bの要介護出現率	B'/B	0.0034
介護支援ボランティア制度がなかった場合の新規要介護者人数	$\alpha = (A+B) \times A' / A$	495
新規要介護者の抑制人数	$\beta = \alpha - (A' + B')$	8
介護支援ボランティア制度の費用効果(年間)	$\gamma = \beta \times M \times 12$	10,897,673
介護支援ボランティア制度による費用利得	$\theta = \gamma - H$	9,257,287
保険料抑制効果	$K = \theta \times 0.21 / (A+B) / 12$	10.4

※Kは、すべて小数点以下も含めた数値を用いて計算を行い、小数点第二位の値を四捨五入した数値。

「Aの要介護出現率」以下の計算途中の数値は、小数点以下(要介護出現率のみ小数点第五位)を四捨五入した数値。

第6章 介護支援ボランティア制度の全国市町村アンケート調査の結果

介護支援ボランティア制度は平成19年に地域支援事業の介護予防事業等に位置づけられたが、これまで全国的な調査が行われたことがなかったため、各市町村における実施状況等は明らかではなかった。

また、今般の介護保険制度改正では、生活支援サービスの担い手として高齢者ボランティアがイメージされ、それぞれの市町村では介護支援ボランティア制度の活用が想定されている状況である。しかし、現在、稲城市の行っている「介護支援ボランティア制度」は、高齢者のボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進することを主眼としており、生活支援サービスの主体的な担い手になることを想定していない。

こうした背景から、第6期介護保険事業計画の策定期間を控え、稲城市では全国における実施状況を把握することが必要であると判断し、本年1月に「介護支援ボランティア制度全国市町村アンケート調査を実施することとした。

以下では、この全国市町村アンケート調査の主な結果を紹介する。

【調査方法等】

調査方法は、電子メールを活用し、都道府県に対して、管内市町村へ「調査依頼書」及び「介護支援ボランティアに係るアンケート票」の配布を依頼し、各市町村から稲城市へ直接回答書を電子メールで返送する方法とした。

また、調査期間は、平成26年1月16日（木）から30日（木）までとした。

調査対象の1742市町村のうち、972市町村（55.8%）から回答があった。また、広域連合については、集計の都合上、構成市町村ごとの回答として取り扱った。

【調査項目】

アンケート調査の項目は、「実施の有無」「事業名もしくは制度名」「実施（予定）時期」「対象年齢」「活動対象」「活動内容」「活動の評価方法及び1年間の上限額」「事業目的」「事業の実施方法」「24年度の決算額・ポイント等換金額」「財源」「管理機関」「介護予防効果の検証の有無・実施方法」「介護支援ボランティア登録人数」などある。

なお、本調査に関する調査票及び依頼文については、参考資料のとおりである。

【主な調査結果】

1 介護支援ボランティア制度実施（予定）市町村

介護支援ボランティア制度実施（予定）市町村は第1表のとおりである。

実施（予定）市町村数は、市（特別区を含む。）が197（うち特別区13、政令

指定都市が10、中核市が15)、町が67、村が4であった。平成21年2月に稲城市が都道府県を対象として実施した「介護支援ボランティア制度の実施状況調査結果」では、回答のあった46都道府県中、管内市町村において介護支援ボランティア制度を実施(予定)の市町村数は27であったが、今回の調査結果では実施(予定)市町村数が268であり、この5年間で約10倍に増加していることがわかる。

第1表 介護支援ボランティア制度実施(予定)市町村一覧

都道府県名	実施済の市町村	今後実施予定の市町村
北海道	札幌市※・苫小牧市・石狩市・七飯町・京極町・苫前町・豊富町・置戸町・大空町・芽室町・白糠町	函館市#・小樽市・北広島市・沼田町・下川町・平取町
青森県	八戸市	
岩手県	矢巾町・山田町	花巻市・岩泉町・洋野町
宮城県		塩竈市・名取市
秋田県	秋田市#	
山形県	天童市	
福島県	会津若松市・郡山市#・猪苗代町・湯川村・新地町	
茨城県	土浦市・石岡市	
栃木県	日光市・小山市・那須烏山市	宇都宮市#
群馬県	前橋市#・桐生市・館林市・藤岡市	伊勢崎市・太田市
埼玉県	さいたま市※・川口市・秩父市・飯能市・東松山市・春日部市・上尾市・越谷市・志木市・和光市・鶴ヶ島市・吉川市・白岡市・嵐山町・鳩山町・長瀨町	川越市#・鴻巣市・ふじみ野市・神川町
千葉県	千葉市※・松戸市・成田市・柏市#・流山市・我孫子市・印西市・白井市・酒々井町	袖ヶ浦市・大網白里市・
東京都	千代田区・新宿区・墨田区・大田区・世田谷区・杉並区・豊島区・荒川区・足立区・葛飾区・江戸川区・八王子市・小平市・日野市・福生市・東大和市・清瀬市・武蔵村山市・稲城市・あきる野市	目黒区・板橋区・多摩市
神奈川県	横浜市※・相模原市※・平塚市・藤沢市	
新潟県	新潟市※・長岡市・三条市・佐渡市・胎内市	
富山県		
石川県		小松市
福井県	福井市・鯖江市	
山梨県	甲府市・富士吉田市・韮崎市・北杜市・笛吹市・上野原市・中央市	山中湖村
長野県	伊那市・御代田町・長和町	
岐阜県	美濃加茂市・笠松町・池田町	可児市・白川町
静岡県	袋井市	浜松市※
愛知県	岡崎市#・津島市・碧南市・刈谷市・高浜	蒲郡市・日進市・長久手市

	市・岩倉市・豊明市	
三重県	松阪市・桑名市・志摩市	菰野町
滋賀県	守山市・甲賀市	近江八幡市・栗東市・野洲市
京都府	福知山市	八幡市・京田辺市・京丹波町
大阪府	寝屋川市	
兵庫県	姫路市#・伊丹市・赤穂市・三木市・小野市・加東市・たつの市	朝来市
奈良県	橿原市	
和歌山県		和歌山市#
鳥取県	鳥取市・倉吉市・日南町	米子市
島根県	奥出雲町・邑南町	
岡山県	倉敷市#・浅口市	勝央町
広島県		府中町
山口県	宇部市・山陽小野田市	山口市・下松市
徳島県	鳴門市	
香川県	観音寺市・小豆島町・綾川町	
愛媛県	今治市・久万高原町	新居浜市
高知県		高知市#
福岡県	北九州市※・福岡市※・久留米市#・古賀市・那珂川町・篠栗町・鞍手町	田川市・柳川市・筑後市・朝倉市・宇美町・粕屋町・築上町
佐賀県	唐津市・有田町・杵藤地区広域市町村圏組合（武雄市・鹿島市・嬉野市・大町町・江北町・白石町・太良町）・佐賀中部広域連合（佐賀市・多久市・小城市・神崎市・吉野ヶ里町）	鳥栖地区広域市町村圏組合（鳥栖市・基山町・みやき町・上峰町）
長崎県	長崎市#・大村市・平戸市・島原地域広域市町村圏組合（島原市・雲仙市・南島原市）	長与町
熊本県	熊本市※・人吉市・荒尾市・玉名市・天草市・美里町・芦北町・錦町・多良木町・球磨村	菊池市・あさぎり町
大分県	中津市・臼杵市・豊後高田市	佐伯市
宮崎県	宮崎市#・小林市	
鹿児島県	鹿屋市・枕崎市・阿久根市・出水市・指宿市・西之表市・垂水市・薩摩川内市・日置市・曾於市・霧島市・いちき串木野市・南さつま市・志布志市・奄美市・南九州市・姶良市・さつま町・大崎町・大和村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・伊仙町・和泊町・与論町	
沖縄県		
合計	206 団体	62 団体

※印は政令指定都市。#印は中核市。

2 介護支援ボランティアの対象年齢

介護支援ボランティアの対象年齢については、第2表のとおりである。69.8%の市町村が65歳以上を対象としている。高齢者のボランティアとして定着していることがわかる。

第2表 対象年齢

区分	市町村数（割合）
20歳以上	3（1.1%）
40歳以上	16（6.0%）
60歳以上	11（4.1%）
65歳以上	187（69.8%）
その他	51（19.0%）
合計	268（100.0%）

3 介護支援ボランティアの活動対象

介護支援ボランティアの活動は多岐に渡っており、稲城市の介護支援ボランティアの例を参考にした区分では、「レクリエーション等の指導、参加支援」、「話し相手」、「お茶出し、食堂内の配膳・下膳等の補助」、「その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動」、「行事等のお手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動の補助）」、「散歩、外出、館内移動の補助」が多くの市町村でも行われていた。

第3表 活動対象（複数回答可）

区分	市町村数
1 レクリエーション等の指導、参加支援	216
2 お茶出し、食堂内の配膳・下膳等の補助	187
3 喫茶等の運営補助	92
4 散歩、外出、館内移動の補助	178
5 行事等のお手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動の補助、芸能披露等）	183
6 話し相手	204
7 その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動	187
8 その他	125

4 介護支援ボランティアの活動内容

介護支援ボランティアの活動内容では、施設内活動が非常に多い。

また、在宅での活動は、「無」と回答した市町村は、「有」と回答した市町村の3倍であった。在宅での活動は比較的少ないことがわかる。

事業所等の業務代替となる活動では、「業務代替となる活動はない」と回答した市町村が非常に多く、ボランティアを労務代替としていない実情がわかる。

第4表 活動内容

区分		市町村数
1 施設内活動	有	219
	無	32
2 在宅活動	有	60
	無	189
3 介護保険事業以外の活動	全て介護保険事業	3
	一部介護保険事業	10
	全て介護保険以外の事業	3
4 事業所等の業務代替となる活動	全て業務代替となる活動	1
	業務代替となる活動も含む	28
	業務代替となる活動はない	214

5 活動の評価方法

介護支援ボランティアの活動の評価方法では、ポイントを現金に交換するものが多く、地域通貨や地域振興券との交換は少ないことがわかる。

また現金交換の一年間の上限額は、5,000円としている市町村が多いことがわかる。

第5表 活動の評価方法

区分		市町村数
1 現金	1,000円	1
	5,000円	134
	5,500円	1
	6,000円	6
	8,000円	3
	10,000円	4
	33,600円	1
	36,000円	1
	その他	9
2 地域通貨	5,000円	5
	10,000円	1
	その他	1
3 地域振興券	5,000円	26
	その他	3
4 その他		84

6 介護支援ボランティア制度の事業目的

介護支援ボランティア制度の事業目的では、「元気高齢者対策」を掲げている市町村が多い。「介護保険料対策」と回答した市町村は、「元気高齢者対策」と回答した市町村の約三分の一であり、また、「介護人材不足対策」と回答した市町村は極めて少なかった。ここでもボランティアを介護労働力として活用している例が少ないことがわかる。

第6表 事業目的（複数回答可）

区分	市町村数（割合）
1 元気高齢者施策	245（91.4%）
2 介護人材不足対策	34（12.7%）
3 介護保険料対策	86（32.1%）
4 その他	44（16.4%）
合計	268（100.0%）

※未回答及び複数回答可であるため、回答数の合計値は一致しない。

7 介護支援ボランティア制度の地域支援事業等における実施方法

介護支援ボランティア制度は地域支援事業の「介護予防事業・地域介護予防活動支援事業」と位置づけての実施が非常に多く、地域支援事業の「任意事業・地域自立生活支援事業」や「その他・一般施策等」と位置づけての実施は少ない。

第7表 事業の実施方法（複数回答可）

区分	市町村数（割合）
1 介護予防事業・地域介護予防活動支援事業	219（81.7%）
2 任意事業・地域自立生活支援事業	20（7.5%）
3 その他・一般施策等	23（8.6%）
合計	268（100.0%）

※未回答及び複数回答可であるため、回答数の合計値は一致しない。

8 介護支援ボランティア制度の実施財源

介護支援ボランティア制度の実施財源は、「地域支援事業交付金」が非常に多く、「一般財源」や「その他」は少ないことがわかる。

第8表 財源（複数回答可）

区分	市町村数（割合）
1 地域支援事業交付金	223（83.2%）
2 一般財源	54（20.1%）
3 その他	27（10.1%）
合計	268（100.0%）

※未回答及び複数回答可であるため、回答数の合計値は一致しない。

9 介護支援ボランティア制度の介護予防効果検証

介護支援ボランティア制度の実施を通じて予防効果の検証が行われているかどうかについては、「効果検証を行っていない」と回答した市町村が比較的多い状況である。介護予防効果検証の難しさがあらわれているものと思われる。

第9表 介護予防効果の検証の有無（複数回答可）

区分		市町村数	
介護予防効果の検証	効果検証を行っている	59	
	内訳	1 保険料軽減効果額の算定	10
		2 主観的健康感アンケート	49
		3 その他	25
効果検証を行っていない	135		

※未回答及び複数回答可であるため、回答数の合計値は一致しない。

10 介護支援ボランティア登録人数

全国の介護支援ボランティア登録人数の合計は、63,958人となっている。これは特別養護老人ホームの入所申込者のうち、在宅で、かつ、要介護4及び5の申込者が6.7万人（平成25年11月21日、全国介護保険担当部（局）長会議資料（厚生労働省老健局）P114「特別養護老人ホームの入所者の状況」）に近い人数となっている。

第10表 介護支援ボランティア登録人数

区分	全国合計人数
介護支援ボランティア登録人数	63,958人

Q01. 貴自治体名		Q02. 市町村コード	
------------	--	-------------	--

Q03. 実施の有無	
------------	--

「1 既実施」「2 実施予定」を選択した場合は以降の質問にもご回答下さい。
 (実施予定の場合は可能な範囲でご回答下さい。)
 ※ 「3 なし」の場合、回答事項は以上です。最下段にあるご担当及び結果報告の送付先をご記入下さい。ご協力ありがとうございました。

Q04. 事業名もしくは制度名	
-----------------	--

Q05. 実施時期	平成		年		月から
-----------	----	--	---	--	-----

Q06. 対象年齢		歳以上
-----------	--	-----

Q07. 活動対象 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	1 レクリエーション等の指導、参加支援
	<input type="checkbox"/>	2 お茶出し、食堂内の配膳・下膳等の補助
	<input type="checkbox"/>	3 喫茶等の運営補助
	<input type="checkbox"/>	4 散歩、外出、館内移動の補助
	<input type="checkbox"/>	5 行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動の補助、芸能披露等)
	<input type="checkbox"/>	6 話し相手
	<input type="checkbox"/>	7 その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動
	<input type="checkbox"/>	8 その他 ()

Q08. 活動内容	
1 施設内活動の有無	
2 在宅活動の有無	
3 介護保険事業以外の活動の有無	
4 事業所等の業務代替となる活動の有無	

次のページへ

Q09. 活動の評価方法及び1年間の上限額 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	1 現金	上限額:	円
	<input type="checkbox"/>	2 地域通貨	上限額:	円
	<input type="checkbox"/>	3 地域振興券	上限額:	円
	<input type="checkbox"/>	4 その他	[]	

Q10. 事業目的 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	1 元気高齢者施策
	<input type="checkbox"/>	2 介護人材不足対策
	<input type="checkbox"/>	3 保険料対策
	<input type="checkbox"/>	4 その他

Q11. 事業の実施方法 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	1 介護予防事業・地域介護予防活動支援事業
	<input type="checkbox"/>	2 任意事業・地域自立生活支援事業
	<input type="checkbox"/>	3 その他・一般施策等

Q12. 24年度の決算額	<input type="text"/>	左記金額のうちポイント等換金額	<input type="text"/>
---------------	----------------------	-----------------	----------------------

Q13. 財源 (複数回答可)	<input type="checkbox"/>	1 地域支援事業交付金
	<input type="checkbox"/>	2 一般財源
	<input type="checkbox"/>	3 その他

Q14. 管理機関(24年度)	<input type="text"/>	[]
-----------------	----------------------	-----

次のページへ

Q15. 介護予防効果の検証の有無	
上記が「有」の場合、その実施方法 (複数回答可)	1 保険料軽減効果額の算定 2 主観的健康感アンケート 3 その他 ()

Q16. 貴自治体人口		人	※ H25. 11. 1現在の人数でお願いします	
うち高齢者人口		人	高齢化率	%

Q17. 介護支援ボランティア登録人数		人	登録割合	%
---------------------	--	---	------	---

※登録割合 = 登録人数 / 高齢者人口

Q18. 制度を始めてみて、効果面で何か実感したことはありますか。
()

◎ 本照会に係るご担当者			
ご所属		お名前	様
結果報告送付先メールアドレス			



ご協力ありがとうございました。

稲福高第2977-2号
平成26年1月16日

各市区町村介護保険担当課長 殿

稲城市福祉部高齢福祉課長 土屋 清嗣
(公印省略)

介護支援ボランティア制度に関する調査について (依頼)

本市では平成19年度から介護支援ボランティア制度を全国に先駆けて実施し、市内の高齢者に対して普及・啓発を行って参りました。高齢者のボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進する目的で始まった本制度は、多くの自治体において実施されるに至ります。

現在、国において介護保険制度の見直し作業が行われており、地域支援事業についても見直しが行われる予定となっております。

このような大きな変化を前に、今般稲城市において介護支援ボランティア制度の実施状況等について現状を把握致したく、お忙しいところ大変恐縮ではございますが別紙のとおり調査を実施致しますのでご回答をよろしくお願い致します。

なお、調査結果については貴市区町村へご報告させていただくと共に、稲城市ホームページ等を通じて公表をする予定としております。

ご協力のほどよろしくお願い致します。

記

- 1 調査項目： 別紙のとおり
- 2 回答期限： 平成26年1月30日 (木)
- 3 回答方法： メールにて下記アドレスまでアンケート票をお送りください。
- 4 問合せ先： 稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係
〒206-8601 稲城市東長沼 2111番地
TEL 042-378-2111内線282・283
FAX 042-378-5677

稲福高第 2977-1 号
平成 26 年 1 月 16 日

各都道府県介護保険担当課長 殿

稲城市福祉部高齢福祉課長 土屋 清嗣

介護支援ボランティア制度に関する調査についての協力依頼について

日頃当市介護保険事業にご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、このたび、介護支援ボランティア制度の実施状況等を明らかにし、各自治体の介護保険事業の参考とするため調査を行うことといたしました。

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ではございますが、別紙各市町村介護保険担当課長宛て調査依頼及びアンケート票を貴管内の自治体へ送付していただくようお願い申し上げます。

担当：稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地
TEL 042-378-2111 内線 282・283
FAX 042-378-5677

参 考 资 料

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成19年7月9日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の44第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

- 2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。
- 5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。
- 6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。
- 7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。
- 8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

（介護支援ボランティア活動実績の把握）

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

- 2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。
- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

（評価ポイント）

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。
- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に

関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

付 則 (平成22年3月31日改正)

この要綱は、平成22年3月31日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成21年5月1日から適用する。

様式第1号（第5条第2項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申請者
住所
団体名
代表者
電話

印

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第5条第2項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）
取消理由	

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

※振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1. 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

稲城市介護予防事業

氏名

健康に心配なし手帳

～ 介護支援ボランティア手帳 ～



介護支援
ボランティア

2013

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

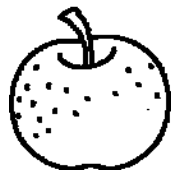
Verdy
T O K Y O

(C)NTV.FC

東京ヴェルディは稲城市介護
予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

(必ず記入下さい)

活動年度 平成 25 年度 (26 年 3 月末まで)

氏名 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日
____ 大正・昭和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

緊急連絡先
連絡者氏名 _____

(続柄 _____)

電話 _____

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再び押印することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第1号被保険者
(市内にお住まいの65歳以上の方)

介護支援ボランティア制度利用の流れ

1. ボランティア登録をします。

介護支援ボランティア登録申請書（この手帳の24ページ）に記入し、稲城市社会福祉協議会へ提出してください。

2. 介護支援ボランティア活動をします。

指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(4月から翌年3月まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらいます。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(翌年4月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、前年度に集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10から19まで	1,000ポイント
20から29まで	2,000ポイント
30から39まで	3,000ポイント
40から49まで	4,000ポイント
50以上	5,000ポイント

5. 評価ポイントの活用の申し出をします。(翌年7月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の23ページ)に記入し、市役所2階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて提出してください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。

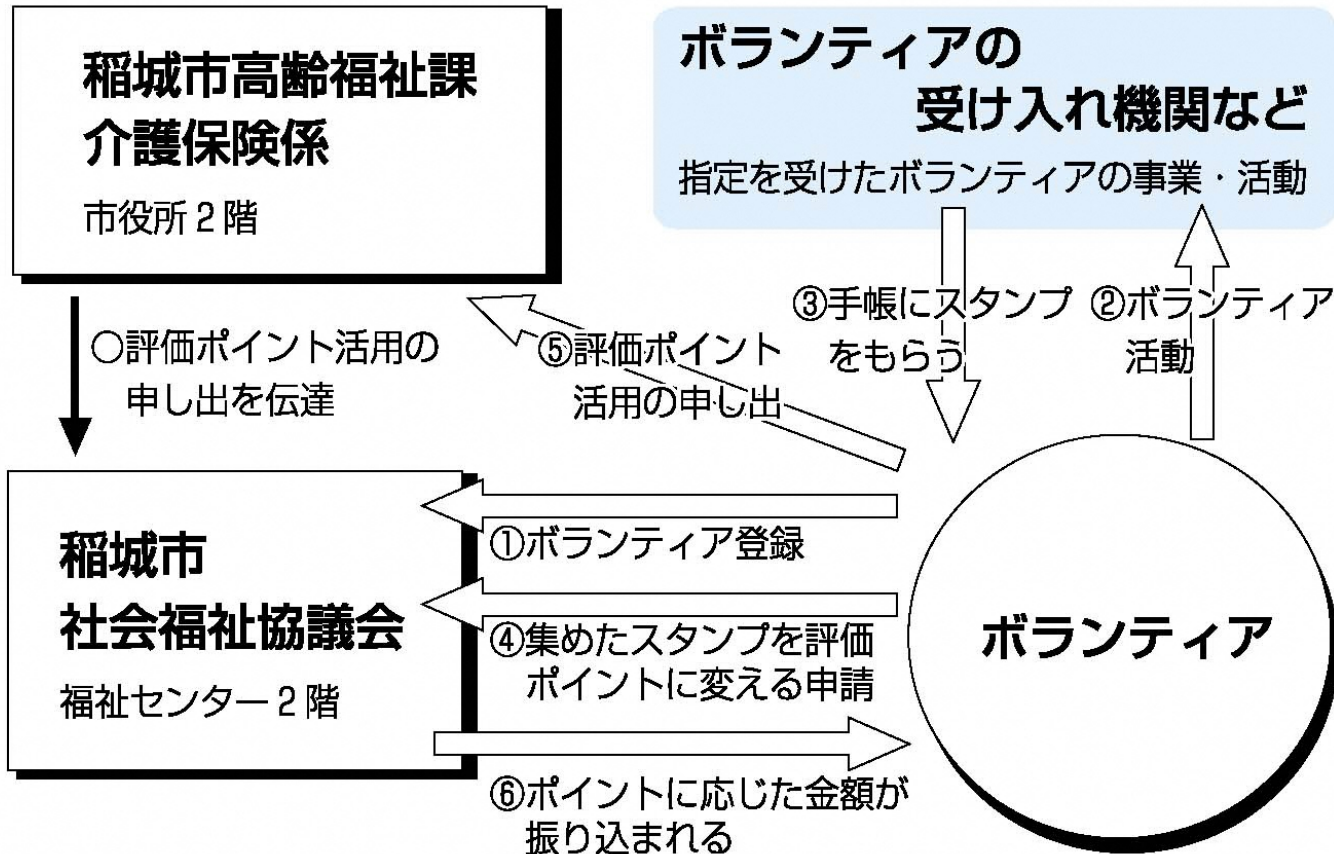
市役所介護保険係では、介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイント活用の申し出があったことを伝えます。

6. 評価ポイント数に応じた交付金が口座に振り込まれます。

稲城市社会福祉協議会では、申請者から指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込みます。合わせて、お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせをお届けしますので確認してください。交付金は、次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

介護支援ボランティア制度の流れ



※④～⑥は、翌年度に行う手続きです。

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録をしてください。また、安心して活動していただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしていてもスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、翌年度に評価ポイントに変える必要があります。4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、7月以降に交付金をもらう手続きを行うことができます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえる
のですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、
手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は
年度ごとに 5,000 円となっています。



ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいのでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関するご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることがあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万が一に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償されるのか

①賠償責任保険

- ・ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合
など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



(2) 補償金額

賠償責任保険	賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
		受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
		人格権侵害	1名 1事故・保険期間中	50万円 100万円
	事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用	死亡		50万円
		後遺障害		1.5万~50万円
入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円				
傷害保険	死亡・後遺障害		800万円	
	入院日額		8,000円	
	通院保険金日額		4,000円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間（保険期間）

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間での途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

稲城市百村7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3800（直通）

042-378-3366（代表）

ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

- 2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- 3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

- 2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。
- 3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。
- 4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関（以下「管理機関」という。）が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

1	2	3	4
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
5	6	7	8
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
9	10	11	12
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
13	14	15	16
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
17	18	19	20
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

21	22	23	24
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
25	26	27	28
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
29	30	31	32
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
33	34	35	36
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
37	38	39	40
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度の活動で 1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

41	42	43	44
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
45	46	47	48
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
49	50	51	52
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
53	54	55	56
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
57	58	59	60
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録5 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。

※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

81	82	83	84
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
85	86	87	88
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
89	90	91	92
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
93	94	95	96
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
97	98	99	100
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

活動記録6 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者が押印し、日付を入れてください。
 ※1時間程度の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

101	102	103	104
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
105	106	107	108
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
109	110	111	112
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
113	114	115	116
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
117	118	119	120
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	お疲れ様でした！ 是非、2冊目に挑戦を！
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

(必ずご記入下さい)

氏名（振り仮名）

住所

電話

管理機関記入欄

評価ポイント記録簿（集めたスタンプを平成26年4月以降、評価ポイントに変えます。）

あなたの25年度の活動回数は

回 です。

あなたの25年度の評価ポイント数は

ポイント です。

管理欄

評価ポイント活用記録簿（評価ポイントを交付金に変えます。）

※25年度分の評価ポイントを交付金として受け取る場合、入金は26年8月以降になります

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号（第8条第1項関係）

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者住所

氏名(ふりがな)

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	申出者と同じ
蓄積評価ポイント数(A) (この手帳で獲得したポイント数)	ポイント
活用希望ポイント数(B) (口座振込を希望するポイント数)	ポイント
差し引き残高ポイント数(A-B)	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

キ
リ
ト
リ
セ
ン

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。
なお、活動を通して知り得たことは、口外いたしません。

(ふりがな) 名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会
が市に照会することを認めます。

介護支援ボランティア活動先一覧

団体・事業所名	電話番号	住所
ペアウェル矢野口	379-1834	矢野口944
特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	378-8757	矢野口364-3
有料老人ホーム Sアミーユ稲城矢野口	370-3700	矢野口1674-1
ケアハウス ハーモニー松葉	370-8160	矢野口1806
特定非営利活動法人 稲城・なごみの家	379-4536	東長沼617-1
有料老人ホーム ペアウェル多摩川	377-5770	東長沼665
有料老人ホーム ニチイホーム 稲城	370-3581	東長沼696
稲城市柔道接骨士師会 デイサービス 介護支援センターいなぎ	401-8755	東長沼1174-1 リベラルハイツ101
特別養護老人ホーム いなぎ苑	379-5500	百村255
いなぎ苑 みさわ川サービスセンター	370-8355	東長沼1741-1
特定非営利活動法人 はじめのいっぽ	090-4831-5060	坂浜539-11 コーポソレイユ
特別養護老人ホーム ひらお苑	331-5666	平尾2-49-20
平尾ベルの会	331-2731 (大石宅)	平尾3-7-5 50号棟集会室(第2,4木) 64号棟集会室(第1,3火)
喫茶ポーポーの木	350-3477	平尾3-1-1-35-102
特別養護老人ホーム いなぎ正吉苑	331-2001	平尾1127-1
やのくち正吉苑	370-2202	矢野口1804-3
正吉苑ミニデイサービス 押立の家	370-2202	押立728-8
有料老人ホーム ベストライフたま	350-7210	平尾1250
NPO ふれあい広場 ポーポーの木	379-3373	向陽台5-10 リベレ向陽台3-104
通所介護事業所 アクアメイト稲城	370-0580	向陽台6-8
老人保健施設 ヒルトップロマン	331-3030	若葉台3-7-1

— メモ —

ボランティア活動保険 領収書貼付欄

※ボランティア活動保険の領収証は紛失しないよう、
こちらに貼付してください。



© K.Okawara・Jet Inoue

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係

稲城市東長沼 2111

電話：042-378-2111（内線：282・283）

ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

稲城市百村 7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3366

ファックス：042-378-4999

介護支援ボランティア視察受入状況（25報告書用 視察受入状況：平成19年7月以降～平成26年3月末までのもの）

	日付	訪問団体	職種	人数
1	19.07.19	青森県八戸市	職員	3
2	19.08.23	大阪府茨木市	議員	3
3	19.08.28	愛知県稲沢市	職員	3
4	19.08.30	愛知県豊橋市	職員	4
5	19.08.31	東京都世田谷区	職員	2
6	19.09.21	岡山県	職員	1
7	19.10.03	鳥取県米子市	議員	9
8	19.10.04	福岡県介護保険広域連合	職員	2
9	19.10.11	大阪府柏原市	議員	3
10	19.10.12	熊本県人吉市	議員	10
11	19.10.15	三重県桑名市	議員	3
12	19.10.18	神奈川県南足柄市	職員	5
13	19.10.24	岐阜県多治見市	議員	8
14	19.10.24	福島県喜多方市	職員	1
15	19.10.25	新潟県燕市	議員	9
16	19.10.31	沖縄県宜野湾市	議員	10
17	19.11.01	東京都調布市	議員	1
18	19.11.05	愛媛県八幡浜市	議員	9
19	19.11.07	岡山県岡山市	議員	14
20	19.11.13	愛知県刈谷市	議員	2
21	19.11.14	愛知県一宮市	議員	12
22	19.11.16	民主党東京都第22区総支部	議員	18
23	19.11.19	東京都清瀬市	議員	1
24	19.11.19	神奈川県横浜市	職員	2
25	19.11.20	岡山県井原市	職員	2
26	19.11.22	福島県郡山市	職員	1
27	19.12.20	大分県別府市	議員	1
28	20.01.24	京都府宇治市	議員	12
29	20.01.31	静岡県伊東市	議員	1
30	20.02.05	新潟県三条市	議員	5
31	20.02.06	香川県観音寺市	議員	2
32	20.02.13	大阪府吹田市	議員	11
33	20.02.14	兵庫県西宮市	議員	1
34	20.02.14	福岡県福岡市	議員	1
35	20.02.20	東京都	職員	3
36	20.02.25	東京都八王子市	職員	3
37	20.03.06	山口県下関市	職員	2
38	20.05.09	神奈川県藤沢市	職員	9
39	20.05.12	東京都東久留米市	議員	2
40	20.05.15	鹿児島県奄美市	議員	8
41	20.05.21	富山県小矢部市	議員	6
42	20.05.22	群馬県太田市	議員	4
43	20.05.29	厚生労働省(東京都)	職員	10

44	20.06.13	愛知県春日井市	職員	2
45	20.06.30	東京都清瀬市	職員	4
46	20.07.01	公明党高齢者トータルサポートPT	議員	6
47	20.07.04	香川県東かがわ市	議員	7
48	20.07.09	静岡県牧之原市	職員	6
49	20.07.10	岩手県北上市	議員	9
50	20.07.25	厚生労働省(東京都)	職員	1
51	20.07.28	神奈川県横須賀市	職員	2
52	20.07.29	奈良県香芝市	議員	3
53	20.07.30	千葉県印西市	議員職員	7
54	20.07.31	鹿児島県霧島市	職員	4
55	20.07.31	鹿児島県	職員	2
56	20.08.04	岐阜県羽島市	議員	10
57	20.08.18	東京都新宿区	議員	2
58	20.08.18	愛知県北名古屋市	議員	6
59	20.08.20	岐阜県関市	議員	10
60	20.08.22	宮崎県議会	議員	13
61	20.08.25	群馬県邑楽郡明和町	職員	2
62	20.08.25	山梨県甲府市	職員	3
63	20.08.25	静岡県磐田市	職員	3
64	20.09.09	静岡県掛川市	職員	2
65	20.09.30	青森県三戸郡五戸町	議員	8
66	20.10.02	静岡県掛川市	議員	11
67	20.10.06	北海道余市町	議員	7
68	20.10.07	千葉県浦安市	職員市民	12
69	20.10.15	広島県福山市	職員	4
70	20.10.20	愛知県尾張旭市	職員	3
71	20.10.22	北海道帯広市	職員	2
72	20.10.23	岩手県盛岡地区福祉連絡協議会	職員	12
73	20.10.31	岐阜県可児市	議員	8
74	20.10.31	千葉県流山市	職員	2
75	20.11.13	埼玉県比企郡鳩山町	議員町長	15
76	20.11.13	北海道苫小牧市	職員	1
77	20.11.17	東京都立川市	議員	2
78	20.11.18	東京都板橋区	議員	2
79	20.11.18	千葉県成田市	議員	1
80	20.11.18	千葉県香取市	議員	2
81	20.11.26	鳥取県鳥取市	議員	8
82	20.11.28	山形県天童市	職員	2
83	21.01.14	長野県上伊那地方事務所	職員	1
84	21.01.26	長野県千曲市	議員	6
85	21.02.02	長野県長野市	議員	2
86	21.02.03	愛知県東浦町	議員	2
87	21.02.03	愛知県阿久比町	議員	1
88	21.02.04	東京都杉並区	議員	1
89	21.02.06	岩手県八幡平市	議員	6
90	21.02.10	京都府久御山町	議員	2

91	21.02.10	京都府精華町	議員	2
92	21.02.16	和歌山県九度山町	議員	11
93	21.02.19	兵庫県加古郡稲美町	議員	3
94	21.02.20	沖縄県宜野湾市	職員	2
95	21.02.25	熊本県水俣市	職員市民	4
96	21.02.26	千葉県多古町	民生委員	31
97	21.04.03	大阪府交野市	議員	1
98	21.04.17	鹿児島県鹿児島市	議員	1
99	21.04.22	東京都調布市	職員	3
100	21.04.30	千葉県我孫子市	議員	3
101	21.05.12	埼玉県新座市	議員	4
102	21.05.20	北海道苫小牧市	議員	2
103	21.05.21	大阪府大阪狭山市	議員	2
104	21.06.11	山口県山陽小野田市	社協職員	1
105	21.07.03	秋田県鹿角市	議員	5
106	21.07.15	静岡県袋井市	職員・社協職員	2・社協 1
107	21.07.30	埼玉県	職員	3
108	21.08.03	山口県周南市	議員	5
109	21.08.05	神奈川県相模原市	職員	5
110	21.08.06	茨城県土浦市	職員	4
111	21.08.31	三重県桑名市	職員	5
112	21.09.04	埼玉県川口市	職員	2
113	21.10.05	香川県高松市	議員	13(他随 2)
114	21.10.07	鹿児島県薩摩川内市	議員	9(他随 1)
115	21.10.09	佐賀県佐賀市	職員	1
116	21.10.14	京都府八幡市	議員	7(他随 2)
117	21.10.16	滋賀県彦根市	議員	4(他随 2)
118	21.10.23	東京都北区	議員	2
119	21.10.27	兵庫県加古川市	議員	8(他随 1)
120	21.10.28	滋賀県草津市	議員	8(他随 2)
121	21.11.05	沖縄県浦添市	議員	8(他随 1)
122	21.11.06	福岡県北九州市	議員	2
123	21.11.11	山口県下松市	議員	7(他随 1)
124	21.11.16	広島県安芸郡府中町	議員	6(他随 2)
125	21.11.16	山梨県富士吉田市	職員	8
126	21.11.17	新潟県柏崎市	議員	7(他随 2)
127	21.11.20	愛知県江南市	議員	1
128	21.11.20	静岡県焼津市	職員	2
129	21.12.10	秋田県大曲仙北広域市町村圏組合	職員	9
130	22.01.22	愛媛県新居浜市	議員	1
131	22.01.27	山形県三川町	議員	6
132	22.01.28	愛知県小牧市	議員	3
133	22.02.01	京都府長岡京市	議員	3
134	22.02.10	福島県郡山市介護保険運営協議会	委員	8(他随 2)
135	22.02.16	神奈川県大和市	職員	2
136	22.02.22	宮城県柴田町	職員	2
137	22.03.30	北海道旭川市	議員	1

138	22.04.16	広島県東広島市	議員	2
139	22.04.20	島根県浜田市	議員	9(他随 1)
140	22.04.27	埼玉県所沢市	議員	3
141	22.05.11	岩手県盛岡市	議員	11(他随 3)
142	22.05.12	滋賀県長浜市	議員	2
143	22.05.12	愛知県刈谷市	議員	2
144	22.05.14	埼玉県伊奈町	議員	8
145	22.05.18	山梨県北杜市	職員・社協職員	計 10
146	22.05.19	沖縄県石垣市	議員	7(他随 1)
147	22.05.27	埼玉県鳩山町	職員・社協職員	2・社協 2
148	22.07.15	愛知県豊川市	議員	11(他随 2)
149	22.07.21	滋賀県守山市	職員	7
150	22.07.26	静岡県島田市	職員・社協職員	3・社協 1
151	22.07.27	宮城県岩沼市	議員	3
152	22.07.28	広島県安芸高田市	職員・社協職員	1・社協 1
153	22.07.28	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
154	22.07.30	埼玉県さいたま市	市長・職員	5
155	22.08.02	京都府八幡市	議員	2
156	22.08.02	京都府木津川市	議員	1
157	22.08.02	京都府京田辺市	議員	2
158	22.08.04	奈良県葛城市	議員	6(他随 2)
159	22.08.05	長崎県長崎市	議員	1
160	22.08.05	青森県八戸市	職員	1
161	22.08.10	神奈川県平塚市	職員	2
162	22.08.18	岐阜県各務原市	議員	3
163	22.08.19	山形県河北町	議員	8(他随 3)
164	22.08.20	埼玉県越谷市	職員・社協職員	4・社協 4
165	22.10.18	福岡県大牟田市	議員	5
166	22.11.01	長崎県大村市	議員	5(他随 1)
167	22.11.04	埼玉県越谷市	議員	1
168	22.11.04	宮崎県宮崎市	職員	1
169	22.11.05	東京都国分寺市	職員	3
170	22.11.12	滋賀県近江八幡市	議員	10(他随 3)
171	22.11.15	埼玉県吉川市	職員・社協職員	3・社協 2
172	22.11.16	岐阜県垂井町	議員	6(他随 3)
173	22.11.18	滋賀県大津市	議員	11
174	22.11.19	愛知県豊田市	職員	1
175	22.11.24	岩手県釜石市	議員	2
176	22.11.24	岩手県花巻市	議員	1
177	22.12.02	北海道幕別町	職員	2
178	22.12.09	岩手県	職員	2
179	22.12.22	高知県高知市	職員	3
180	22.12.24	埼玉県新座市	職員・社協職員 社福職員	2・社協 1・社福 2
181	23.01.19	沖縄県沖縄市	議員	7(他随 1)
182	23.01.27	広島県尾道市	議員	1
183	23.01.27	兵庫県姫路市	職員	2

184	23.02.09	福島県いわき市	職員	2
185	23.02.09	岐阜県美濃加茂市	議員	12
186	23.06.07	宮崎県宮崎市	議員	6
187	23.07.04	北海道札幌市	議員	5
188	23.07.05	大阪府豊中市	議員	9(他随 1)
189	23.07.06	静岡県藤枝市	職員	3
190	23.08.04	静岡県浜松市	職員	2
191	23.08.04	鹿児島県西之表市	職員	4(他県職員 1)
192	23.08.05	福岡県北九州市	職員	2
193	23.08.08	京都府城陽市	議員	7(他随 1)
194	23.08.10	広島県呉市	議員	9(他随 2)
195	23.08.24	鳥取県鳥取市	職員	2
196	23.09.06	東京都多摩市	職員	2
197	23.09.08	高知県	職員	2
198	23.10.04	島根県松江市	議員	8(他随 1)
199	23.10.07	長野県千曲市	議員	8(他随 1)
200	23.10.07	大阪府豊中市	職員	2
201	23.10.11	愛知県豊川市	議員	3
202	23.10.13	石川県七尾市	議員	8(他随 1)
203	23.10.12	岡山県新見市	議員	7(他随 2)
204	23.10.19	新潟県燕市	議員	7(他随 1)
205	23.11.01	埼玉県戸田市	議員	6(他随 1)
206	23.11.09	滋賀県長浜市	職員	4
207	23.11.10	北海道大雪地区広域連合	職員	5
208	23.11.14	東京都三鷹市	議員	7(他随 2)
209	23.12.20	群馬県伊勢崎市	議員	3
210	23.12.22	愛知県半田市	議員	1
211	24.02.07	兵庫県三木市	議員	3
212	24.02.08	大分県中津市	議員	7
213	24.02.16	愛知県豊田市	議員	1
214	24.02.20	鳥取県倉吉市	議員	8
215	24.02.21	栃木県足利市	議員	3
216	24.03.08	福岡県古賀市	職員	1
217	24.05.08	千葉県八街市	議員	14(他随 2)
218	24.05.10	高知県高知市	議員	2
219	24.05.16	東京都調布市	議員	1
220	24.05.21	新潟県胎内市	議員	6(他随 1)
221	24.05.28	愛知県春日井市	議員	2
222	24.07.05	神奈川県伊勢原市	議員	7(他随 1)
223	24.07.10	佐賀県伊万里市	議員	8(他随 1)
224	24.07.13	神奈川県小田原市	職員	1
225	24.07.19	北海道芽室町	職員	4
226	24.07.19	北海道豊富町	職員	3
227	24.07.23	兵庫県尼崎市	議員	4
228	24.07.26	長野県長野市	議員	5
229	24.07.30	秋田県横手市	議員	1
230	24.08.10	大阪府摂津市	議員	6(他随 2)

231	24.10.01	愛知県日進市	議員	1
232	24.10.04	京都府福知山市	議員	6(他随 1)
233	24.10.19	富山県魚津市	議員	6(他随 2)
234	24.10.23	長野県坂城町・飯綱町・飯山市	議員	3
235	24.11.07	山形県東根市	議員	4
236	24.11.16	愛知県日進市	議員	3
237	24.12.12	長崎県大村市	職員	1
238	25.01.23	山形県鶴岡市	議員	3
239	25.01.25	愛知県蒲郡市	議員	3
240	25.01.30	茨城県牛久市	議員	6(他随 1)
241	25.02.07	岩手県盛岡市	議員	2
242	25.02.15	北海道恵庭市	職員	1
243	25.04.23	滋賀県大津市	議員	5
244	25.07.10	愛媛県新居浜市	議員	7(他随 2)
245	25.07.16	愛媛県西予市	議員	6(他随 3)
246	25.07.24	滋賀県野洲市	職員	3
247	25.07.25	千葉県香取市	議員	8(他随 2)
248	25.07.26	愛知県津島市	議員	6(他随 2)
249	25.08.09	富山県南砺市	議員	9
250	25.10.07	愛知県一宮市	議員	9(他随 4)
251	25.10.08	大分県日田市	議員	6(他随 2)
252	25.10.01	茨城県つくば市	職員	7
253	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
254	25.11.08	埼玉県神川町	議員	12(他随 1)
255	25.10.23	福岡県みやま市	議員	6(他随 1)
256	25.10.21	高知県土佐市	議員	8(他随 1)
257	25.10.10	福井県敦賀市	議員	7(他随 1)
258	25.10.30	山口県下関市	議員	1(他随 1)
259	25.10.22	熊本県合志市	職員	2
260	25.11.11	千葉県市川市、鎌ヶ谷市、浦安市	議員	3
261	25.10.23	福岡県みやま市	議員	5(他随 1)
262	25.11.13	石川県小松市	議員	6(他随 1)
263	25.11.19	佐賀県伊万里市	議員	4
264	25.10.24	愛知県安城市	職員	1
265	25.11.07	愛知県長久手市	職員	6
266	26.02.06	新潟市社会福祉協議会	職員	4

※網掛けは職種が議員の団体

介護支援ボランティア事業説明会 周知用記事(社会福祉協議会)

社会福祉
協議会
から



☎ 社会福祉協議会ボランティアセンター ☎ 378・3800
臨時職員の募集

介護支援ボランティア 事業説明会

これから介護支援ボランティアを始めたい方を対象に事業説明会を開催します。登録希望者以外でも、事業内容を知らりたい方や既に活動を始めたい方や既に確認をした方、この機会にお気軽にご参加ください。

☎ 65歳以上の方、事業内容を知らたい方

📅 日時 9月10日(火)午前10時～11時、9月11日(水)午後1時30分～2時30分

📍 福祉センター1介護予防教室
※直接会場へお越しください。

☎ 市内在住で高齢者福祉、障害者福祉に理解と情熱をお持ちの方

▽ 仕事内容 地域福祉権利擁護事業の生活支援員として、利用者に対して福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理を行う

▽ 勤務日数 週1～2日程度(利用者の状況による)

※勤務日は相談に応じます。

▽ 勤務時間 午前8時30分から午後8時の間で実働1時間程度

▽ 募集人数 若干名

▽ 給料 時給960円

📄 所定の申込書等を持参または郵送してください。

稲城市介護支援ボランティア制度実施報告書

～ 25年度の運用状況について～

平成 26 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-4781（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>